

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令」及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令の規定に基づく経済産業大臣が定める期間を定める件」について

令和2年5月29日
経済産業省産業技術環境局
計 量 行 政 室

1. 題名

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令」及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令の規定に基づく経済産業大臣が定める期間を定める件」について

2. 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響により生じた事由により、計量法（平成4年法律第51号）第70条に基づく検定及び同法第75条第1項に基づく装置検査を受けることができない場合の特定計量器に係る検定証印等及び装置検査証印の効力について特例を定めるもの。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、公益上緊急に省令及び告示の制定の必要があり、30日以上の意見提出期間を定めた意見公募を行うことが困難であったため、行政手続法第三十九条第四項第一号に基づき、意見の募集を行いませんでした。